

《認知症の症状と支援サービスの流れ》

認知症の進行状態に合わせ、利用できるサービスが記載されています。ご本人の状態をみて、サービスの利用を検討してください。

	気づき ・物忘れがみられる。 (人やモノの名前が思い出せないなど) ・日常生活は自立している。	軽度 ・買い物や金銭管理でミスが目立つようになった。 ・日常生活で見守りが必要になってきた。	中等度 ・時間や場所が分からなくなることが増えた。 ・日常生活で介助が必要。	重度 ・着替えや食事、トイレなどがうまくできなくなった。 ・日常生活で常時介護が必要。	常に介護が必要な状態 ・ほぼ寝たきりの状態。 ・意思疎通が困難となっている。
予防	運動サロン※1 通所型短期集中予防サービス※2				
医療	かかりつけ医・認知症疾患医療センター 訪問看護・精神科(外来・急性期増悪期の一時入院)				
介護	介護予防・日常生活支援総合事業		介護保険サービス(デイサービス・訪問介護など)		
生活支援 見守り支援 家族支援	緊急通報システム※3・高齢者おかえり支援事業※4				
		日常生活自立支援事業※7	介護用品給付券交付事業※5 要介護高齢者等介護者手当支給事業※6		
	成年後見制度※8				
	認知症カフェ※9				

〈サービス事業一覧〉

※1 運動サロン

地区の集会所等で定期的に運動を行ない、体力保持・介護予防を目標に活動しています。同じサロンの参加者との交流も楽しむことができます。



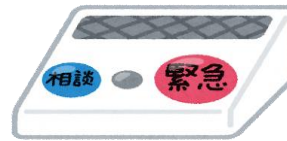
※2 通所型短期集中予防サービス

一人一人に合わせたプログラムで原則3ヶ月間集中的にリハビリを行なえるサービスです。
(対象者：総合事業対象者、要支援1、2の判定を受けた方)



※3 緊急通報システム

一人暮らしの高齢者等のご自宅に、急病等の緊急事態の場合に備え、ボタンを押すことで緊急連絡ができる通報装置を設置します。



※4 高齢者おかえり支援事業

認知症のある方が外出した際に、自分がどこにいるか分からない、自宅に戻れなくなった場合、早期に発見できるように事前にご本人の情報を登録し、ご本人の安全とご家族への支援を図ります。



※5 介護用品給付券交付事業

要介護3以上の要介護高齢者及び第2号被保険者を介護している家族に紙おむつ等の介護用品と引き換えができる給付券を交付します。



※6 要介護高齢者等介護者手当支給事業

在宅の要介護3以上の要介護高齢者及び第2号被保険者と同居または通いで介護している家族に、介護者手当を支給します。

※7 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

認知症高齢者、知的・精神障害者の方など判断能力が不安な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援、通帳等の書類の預かり支援を行ないます。

(ご本人と契約の上利用する事業のため、契約内容の理解が難しくなっている場合は利用が難しくなります。)

※8 成年後見制度

認知症高齢者、知的・精神障害者の方など判断能力が不安な方に代わり、財産の管理やサービスの契約を支援する制度です。

実際に支援を行なう成年後見人は、家庭裁判所の審判によって決まります。



※9 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民の方など気軽に誰もが集まり、交流する場所です。
認知症に関して知る、考える、情報交換できる場となっています。

*開催場所など詳細につきましては、別紙の案内をご覧ください。



◎各サービス事業の詳細についての問い合わせは、

田村市高齢福祉課 または お住まいの地域を担当する**地域包括支援センター** まで
ご連絡ください。

田村市高齢福祉課

田村市地域包括支援センター（滝根町・大越町・都路町・常葉町にお住まいの方）

田村市ふねひき地域包括支援センター（船引町にお住まいの方）